

日時：令和4年11月8日14:00～

場所：市役所7階 会議室

## 久留米市災害義援金品配分委員会

### 1 委員長、副委員長の選出

### 2 議 題

(1) 令和2年7月豪雨災害に係る義援金の最終（第4回）配分について

(2) 令和3年8月11日からの大雨災害に係る義援金の最終（第2回）配分について

(3) 最終的に被災者へ振込めなかった義援金の取扱いについて

# 久留米市災害義援金品配分委員会

## 委員名簿

(令和4年7月1日現在)

役 職	氏 名
久留米市社会福祉協議会長	中島 年隆
久留米市民生委員・児童委員協議会長	山田 三男
久留米市都市建設部長	坂本 淳一
久留米市健康福祉部長	宮原 義治
久留米市総務部長	吉田 秀一

敬称略

## 2 議 題

### (1)令和2年7月豪雨災害に係る義援金の最終(第4回)分配について

#### (1) 義援金受入額

福岡県配分額	第1次 (R2.9.25 入金)	48,293,388 円
	第2次 (R2.12.17 入金)	7,098,920 円
	第3次 (R3.6.22 入金)	10,934,274 円
	最 終 (R4.8.5 入金)	7,345,767 円
	合 計	73,672,349 円
久留米市災害義援金	募金期間：R2.7.9～R4.3.31	48,225,706 円
総 合 計		121,898,055 円

…①

#### (2) これまでの分配状況について

配分委員会において決定された配分比に基づき、下表のとおり被災世帯への配分を決定。

被害区分	世帯数	配分比	配分単価 (円)				既配分総額
			第1回	第2回	第3回	合 計	
全 壊	1	10	2,000,000	1,400,000	300,000	3,700,000	3,700,000
半 壊	1	5	1,000,000	700,000	150,000	1,850,000	1,850,000
床上浸水	278	1	200,000	140,000	30,000	370,000	102,860,000
合 計	280						108,410,000

…②

※未申請 3 世帯、未払い 1 世帯を含む

#### (3) 最終配分案について

最終(第4回)配分は以下のとおりとする。

最終配分原資：①－②＝ 13,488,055 円 …③

被害区分	世帯数	配分比	配分単価
全 壊	1	10	460,402 円
半 壊	1	5	230,201 円
床上浸水	278	1	46,034 円

- ・未申請分：床上浸水 3 世帯 416,034 円  
(=第1～3回配分額合計 370,000 円＋ 今回 46,034 円)
- ・未払い分：床上浸水 1 世帯 76,034 円  
(=第3回配分額 30,000 円＋ 今回 46,034 円)

#### 【対象者等の考え方】

- ・対象者は、第3回配分までと同様、全壊、半壊及び床上浸水世帯とする
- ・未申請等には、これまでの未払い分を含めて配分する。

【最終配分額の配分単価計算方法】

対象世帯（配分比）：全壊 1 世帯（10）・半壊 1 世帯（5）・床上浸水 278 世帯（1）

配分単価

床上浸水 ③  $(13,488,055 \text{ 円}) \div (10+5+278=293) \div \underline{46,034 \text{ 円}}$

半 壊  $46,034 \text{ 円} \times 5 \div \underline{230,201 \text{ 円}}$

全 壊  $46,034 \text{ 円} \times 10 \div \underline{460,402 \text{ 円}}$

## 2 議 題

### (2)令和3年8月11日からの大雨災害に係る義援金の 最終(第2回)配分について

#### (1) 義援金受入額

福岡県配分額	第1次 (R3.11.30 入金)	48,847,087 円
	最 終 (R4.8.5 入金)	81,419,723 円
	合 計	130,266,810 円
久留米市災害義援金	募金期間：R3.8.18～R4.3.31	9,810,972 円
	総 合 計	140,077,782 円

…①

#### (2) 第1回配分状況について

前回 (R3.12.27 開催) の配分委員会において決定された配分比に基づき、下表のとおり被災世帯への配分を決定。

被害区分	世帯数 ※1	配分比	配分単価	配分額 ※2
半 壊	71 (66 棟)	25	250,000 円	16,500,000 円
床上浸水	485	5	50,000 円	24,250,000 円
床下浸水	1,010	1	10,000 円	10,100,000 円
合計	1,566			50,850,000 円

…②

※1：半壊 71 世帯のうち 10 世帯は 1 棟あたり 2 世帯のため配分単価は 125,000 円

※2：未申請の半壊 2、床上 39、床下 183 世帯 (合計 4,280,000 円) を含む

#### (3) 最終配分案について

最終 (第 2 回) 配分は以下のとおりとする。

最終配分原資：①－②＝ 89,227,782 円 …③

被害区分	世帯数	配分比	配分単価
半 壊	61	25	438,694 円
	10	12.5	219,347 円
床上浸水	485	5	87,735 円
床下浸水	1,010	1	17,547 円

- ・未申請分：半 壊 2 世帯 688,694 円  
(=第1回 250,000 円+ 今回 438,694 円)
- 床上浸水 39 世帯 137,735 円  
(=第1回 50,000 円+ 今回 87,735 円)
- 床下浸水 183 世帯 27,547 円  
(=第1回 10,000 円+ 今回 17,547 円)

【対象者等の考え方】

- ・対象者は、第1回配分と同様、半壊、床上浸水及び床下浸水世帯とする
- ・未申請の世帯は、第1回配分額を含めて配分する。

【最終配分額の配分単価計算方法】

対象世帯（配分比）：半壊 71 世帯＝66 棟（25）・床上浸水 485 世帯（5）  
床下浸水 1,010 世帯（1）

配分単価 床下浸水 ③（89,227,782 円）÷（1,650+2,425+1,010＝5,085）  
≒ 17,547 円

床上浸水 17,547 円×5≒ 87,735 円

半 壊 17,547 円×25≒ 438,694 円

【配分後の残金について】

上記の配分単価において配分総額を計算すると、89,227,749 円となり、最終配分原資 89,227,782 円…③との差引 33 円が最終的な残金となる。

最終配分原資③－最終配分総額＝残金

89,227,782 円－89,227,749 円＝33 円

残金については、議題（3）の対応によるものとする。

## 2 議 題

### (3)最終的に被災者へ振込めなかった義援金の取扱いについて

これまで義援金を振込めていない世帯

- ・令和2年7月豪雨・・・ 4世帯（全て床上）
- ・令和3年8月の大雨・・・ 224世帯（半壊2、床上39、床下183）

今後、義援金を振込めていない世帯への追跡調査を実施し、可能な限り振込めるよう努めるが、最終的に振込めなかった義援金は以下の案1からの順の方法で対応する。

**案1**：日本赤十字社への寄付返し

**案2**：他の特定の災害義援金に寄付

**案3**：市の一般会計に繰り入れ、防災対策事業等に充当

なお、追跡調査の期限は以下のとおりとし、期限までに振込めなかった場合、上記の対応を取るものとする。

#### 【期 限】

- ・令和2年7月豪雨災害・・・令和5年3月31日
- ・令和3年8月の大雨災害・・・令和6年3月31日

久留米市災害義援金品配分委員会  
議事録

日 時：令和4年11月8日14:00～

場 所：市役所7階 会議室

出席者：久留米市社会福祉協議会長 中島 年隆

久留米市民生委員・児童委員協議会長 山田 三男

久留米市健康福祉部長 宮原 義治

久留米市総務部長 吉田 秀一

(欠席)久留米市都市建設部長 坂本 淳一

事務局：橋本総務部次長、陣内総務課長、河野総務部補佐、桑野主査、別府主事

1 委員長、副委員長の選出

事務局案として、委員長に中島委員、副委員長に山田委員を選出し承認された。  
その後の進行は中島委員長が実施。

2 議 題

(1) 令和2年7月豪雨災害に係る義援金の最終(第4回)配分について

事務局案のとおり異議なく承認された。

(2) 令和3年8月11日からの大雨災害に係る義援金の最終(第2回)配分について

事務局案のとおり異議なく承認された。

(3) 最終的に被災者へ振込めなかった義援金の取扱いについて

事務局説明後、委員から質疑あり。

宮原委員：未申請の理由と案1から3の考え方を示してほしい。

事務局：【未申請の理由】

令和2年7月豪雨：3世帯はあて名不明、1世帯は第2回配分までは振込んでいるが世帯主死亡のため3回目(30,000円)が未払いとなったもの。

令和3年8月豪雨：被害世帯を把握するため全件調査を実施し、浸水被害の可能性のある世帯を含め申請書を送付したが、返信が無いもの。

【事務局案の考え方】

案1：県義援金には日赤からの配分額が含まれていること、全国の災害義援金の一助となることで、寄附者の想いに沿っているという考え方。

案2：今後市内で義援金を配分する災害が発生した場合に、その原資とするものであり、異なる災害であるが寄附者の想いを届けられるという考え方。

案3：防災対策事業に活用し、減災の一助となることで、寄附者の想いに沿っているという考え方。



宮原委員：案１と案２は義援金として被災者に届ける性質であると思うが、案２はいつ発生するかによるため、残金の管理をする必要がある点が課題。案３は市の事業として財源確保も含め考えるべきで、義援金を事業費に繰り入れることは適当ではないと思う。

吉田委員：義援金は被災者に届ける性質のもの。案１は日赤が受け入れるかどうかは金額によると思う。また現時点で案３までは決めなくても良いと思う。案３で良いかはその都度書委員会に諮って行ってはどうか。

委員長：案１と案２で対応してみて、両方困難な時にあらためて案３について、書面・集合どちらかで委員会で諮ることとしたい。

全委員：異議なし。